

令和3年度

**第21期第9回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和4年1月26日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和4年1月26日(水) 午前10時から午前10時43分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網））の制限措置等の一部改正について
- 2 議案2 第五種共同漁業権に係る令和4年度目標増殖量について
- 3 報告事項1 全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会の開催結果について
- 4 その他（1）次回の委員会日程について

出席委員

浅尾和司 大瀬公司 笠見和彦 井上亜貴 加治佐隆光
三輪理 金岩稔 垣外昇
(※ 斜体字：Web出席)

欠席委員

河村功一 中本恵二

事務局

事務局長 林 茂 幸
主幹 増田 健
主査 藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

副参事兼班長 南 勝人
主幹兼係長 森田和英

傍聴者

なし

計13名

○浅尾会長

それでは、ただ今から第9回三重県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は委員総数10名中、河村委員、中本委員が欠席で、出席委員が8名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき議事録署名者として、大瀬委員と三輪委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大しております。感染予防という意味でもこの会議をスムーズにご進行いただき、説明等は端的にさせていただきたいと思っておりますので、ご協力よろしくをお願いします。

それでは、議案1「小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網）の制限措置等の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料1をご用意ください。

1-1ページにありますように、このことについて、令和4年1月17日付け農林水第24-4293号で三重県知事から協議を受けています。

令和2年三重県規則第67号三重県漁業調整規則第53条第2項において準用する第12条第3項及び、同規則第53条第2項において準用する第16条第2項に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（森田主幹兼係長）

資料1-1が協議書です。この件については昨年もこの時期に当委員会の意見を聴かせていただいております。対象漁業の許可の有効期間が1年のため、今回再度意見を聴くものです。1-2ページをご覧ください。まず諮問する根拠を説明します。内水面における漁業については内水面漁場管理委員会が海区漁業調整委員会の権限に属する事項を行うとなっており、三重県漁業調整規則において海区漁業調整委員会の権限を規定している条文については、内水面漁場管理委員会が所管すると読み替えられることが同調整規則第53条第2項に定められています。今回の小型機船底びき網漁業は内水面における許可漁業であり、内水面漁場管理委員会に意見を聴くこととなります。根拠条文を1-2ページに記載していますので参考をご覧ください。1-3ページの諮問事項をご覧ください。諮問内容は2つあり、1つ目は当漁業許可の制限措置のうち許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間についてです。小型機船底びき網漁業については令和4年3月末日で有効期間が満了となり、引き続き木曾三川において当該漁業を営めるようにするため希望者から申請を受付ける必要がありますので、制限措置や許可の条件を公

示する必要があります。今回、制限措置の中の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を改正したいと考えています。三重県漁業調整規則第12条第3項の規定で、知事が許可又は起業の認可をしようとするときは、公示する制限措置の内容、申請すべき期間及び理由について海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと定められており、今回は内水面ですので第53条第2項の規定により内水面漁場管理委員会の意見を伺うものです。2つ目で、許可の有効期間は漁業調整規則で3年としており、それよりも短い期間で許可を行う場合は意見を聴くことになっています。今回の漁業の操業区域が木曾三川ということもあり、岐阜県、愛知県との調整や内水面と海面の漁業者間の協定といった漁業上の調整事項があり、関係者との漁業調整により1年間の許可ということでこれまで運用してきたところですので、引き続き1年の許可期間としたいと考えています。三重県漁業調整規則第16条第2項の規定で、「知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年より短い期間を定めることができる。」と定められており、内水面における漁業であるため内水面漁場管理委員会の意見を伺うものです。1-4ページをご覧ください。1は制限措置をまとめた表です。左から漁業種類及び地方名称、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、船舶の総トン数、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、漁業を営む者の資格となっています。いわゆる木曾三川と呼ばれる揖斐川、長良川、木曾川の中流から下流域においてしじみを採捕する漁業を行っており、今回改正するのは船舶等の数と、2の許可又は起業の認可を申請すべき期間です。1-5ページの新旧対照表をご覧ください。しじみの漁業をするにあたって、許可を受けている方全員が参加して設立された木曾三川しじみ漁業協議会という団体があり、資源管理のために操業ルールの統一化や漁業者間の連絡調整の円滑化を図っており、県の水産研究所や桑名市等と共同で勉強会等を行っています。資源量を勘案して従来から自主的に操業者数を決めており、県としてもこれを尊重し制限措置等をこれまでも定めてきたところですが、昨年ご意見を伺わせていただいたときは、船舶等の数が104となっていました。しじみ協議会で漁業を営む方の調整をしたところ93ということになりましたので、次の期間については93隻に変更したいと考えています。漁業法改正後、調整規則第10条で、許可申請があった場合はいわゆる反社勢力に該当しなければ申請のあったもの全てに許可をしなければならないということもあり、船舶等の数に上限を設けて漁業調整を図っています。この数字を定めないと、限りなく多くの申請があった場合許可しなければいけない状況になってしまいますので、現在操業をされている方、操業を希望されている方を上限として資源管理を図っていきたいと考えています。1-6ページの2許可又は起業の認可を申請すべき期間については、令和3年2月1日から同年3月2日までであったのを令和4年2月1日から令和4年2月28日までと変更します。許可の条件について変更する場合は、内水面漁場管理委員会に意見を聴くことになっていますが、今回許可の条件については変更ありません。1-3ページの2で、3年より短い有効期間を定めることについて、調整規則で許可の有効期間は3年となっていますが、木曾三川という漁場を近隣県と共同で利用しているところですので近隣県との調整や内水面と海面の漁業者間の協定といった調整事項があり、漁業者の了解のもと1年許可でこれまで運用してきたところですが、コロナ渦で近隣県との協議が難しいところもあり、今回も引き続き1年の許可で考えています。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○浅尾会長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はありませんか。

○金岩委員

基点1はどの辺りになるんですか。許可区域は基点1とアのところを結んだところより上流になっているんですけど、基点1は木曾川の一番下流のところですか。

○水産資源管理課（森田主幹兼係長）

（図面を用いて）これが操業区域で、これが木曾川の下流端になります。こちらが揖斐・長良川の下流端で、下流端は両方とも海面の漁業権の境界になります。この下流は伊勢湾になります。

○金岩委員

これは赤須賀漁協とは関係ないですか。

○水産資源管理課（森田主幹兼係長）

関係あります。

○金岩委員

赤須賀漁協の漁業権があるところと今話しているところがどんな関係になるのか教えてください。

○水産資源管理課（森田主幹兼係長）

赤須賀漁協は海面で貝を採る権利があり、かつ漁業許可で漁業権より上流でしじみを採る許可を持っています。

○金岩委員

ということは93隻は赤須賀漁協の組合員がここで許可を取って、しじみ漁をするという理解でいいですか。

○水産資源管理課（森田主幹兼係長）

そうですね、93名の中に含まれています。

○金岩委員

では組合員でない人も含まれているのですか。

○水産資源管理課（森田主幹兼係長）

赤須賀以外のところもあり、伊曾島漁協、木曾岬漁協、内水面の漁協では桑北、長島町楠、漁業生産組合の長島、南松ヶ島、水郷三川、木曾三川という9団体で構成されており、その組合の方が操業するという事で93名になります。

○金岩委員

どうしてしじみ漁をする1つの漁協にしないのですか。

○水産資源管理課（森田主幹兼係長）

漁協や生産組合、各団体の設立の意向が色々あります。

○金岩委員

しじみは水産資源評価対象種にも選ばれており、資源管理計画を三重県主導でやっていますよね。漁獲量の調整等を考えたときに複数団体でしていると中々難しいのかなという気がします。資源管理の面で考えても一本化していく形にしていけないと、水揚げした価格の把握やどのような形で販売されているのかの把握が非常に難しいのではないのでしょうか。貝の場合単体での販売もすごく多いので分かりやすいような形に変えていく必要があるのでは。多くの団体でやっていくとなると、それぞれの団体ごとに把握する仕組みを作らなくてはいけないので分かりにくいままだと思う。漁業権としては1つで出すのであれば、漁業権を受ける側も1つの団体として受け、漁業権を廃するときには義務としてどれくらいの漁獲量をどの程度の人たちで採ってきたかの記録を提出してもらい移行していくべきかと思います。そういう仕組みも検討していただければと思います。今回の内容自体に関しては異議はありません。

○水産資源管理課（森田主幹兼係長）

いただいた貴重なご意見は持ち帰らせていただきます。

○浅尾会長

ほかにご意見はございませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

それでは議案1については、県原案どおりにしてよろしいでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員、異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨回答をすることとします。

続きまして、議案2「第五種共同漁業権に係る令和4年度目標増殖量について」を審議します。

まず、第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針及び、目標増殖量に係る増殖実施

報告要領の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料2をご用意ください。

まず、第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針の一部改正について説明します。2-1ページから2-6ページが改正案、2-7ページから2-12ページが現行の取扱方針です。2-3ページの下線を引いてあるところが改正する箇所です。あゆの目標増殖量の算定方法のうち増殖調整係数について、現行は2-9ページの算定方法ですが、前回の委員会で決めていただいた算出方法に変更しています。方針の改正について正式に認めていただき、本日から施行としたいと思います。取扱方針の改正についての説明は以上です。

次に、目標増殖量に係る増殖実施報告要領について説明します。2-13ページから2-22ページが改正案、2-23ページから2-32ページが現行の報告要領で、下線を引いてある部分が改正する箇所です。改正内容は、以前の委員会でご意見があった、くみ上げ放流の重量確認方法と人工ふ化の採卵量の確認方法について、報告様式の注意書きに明記するものです。2-13ページの一番下の欄で「くみ上げ放流重量の総量が確認できる写真（複数回計量した場合は、計量ごとの写真）を添付する。」の一文を様式3の注意書きに加えます。また、2-14ページの一番上の欄で「採卵量の総量が確認できる写真（複数回計量した場合は、計量ごとの写真）を添付する。」の一文を様式4の注意書きに加えます。

説明は以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

それでは第五種共同漁業権にかかる目標増殖量の取扱方針及び目標増殖量に係る増殖実施報告要領については、事務局原案どおり改正してよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、第五種共同漁業権にかかる目標増殖量の取扱方針及び目標増殖量に係る増殖実施報告要領については、事務局原案どおり改正することとします。続いて、令和4年度目標増殖量について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料 2-33 ページと 2-35 ページをご覧ください。

前回の委員会で協議いただきました令和 4 年度目標増殖量について各漁協あて意見照会を行ったところ、漁協からの意見書の提出はありませんでした。2-34 ページをご覧ください。令和 4 年度目標増殖量の告示等です。読み上げます。「三重県内水面漁場管理委員会告示」。告示番号は第 1 号、公報搭載日は令和 4 年 2 月 15 日（火）を予定しています。「第五種共同漁業権に係る令和 4 年度目標増殖量を次のとおり定めました。三重県内水面漁場管理委員会 会長 浅尾和司。」令和 4 年度目標増殖量は一覧表のとおりです。こいについては、目標増殖量を算出していますが、各漁協には放流自粛をお願いする旨通知文に入れさせていただきます予定です。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

それでは第五種共同漁業権に係る令和 4 年度目標増殖量については、事務局原案どおりとさせていただきますよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案 2 「第五種共同漁業権に係る令和 4 年度目標増殖量について」は、事務局原案どおり可決決定し告示することとします。

続きまして、報告事項 1 「全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会の開催結果について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（藤原主査）

書面決議の結果について報告させていただきます。資料 3-1 ページをご覧ください。当委員会で協議し意見を提出した第 17 回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会は、新型コロナウイルス感染症の観点から昨年度に引き続き書面開催となりました。浅尾会長に承認いただき、書面決議案を提出したところ、3-57 ページにあるとおり中日本ブロックとして全会一致で決議され全国内水面漁場管理委員会連合会へ意見等を提出した通知がありました。当委員会が提出した意見は承認され、同連合会へ提出されました。3-1 ページをご覧ください。資料 1-1 は前回と同じ内容のため割愛させていただきます。3-3 ページから 3-22 ページの資料 1-2 は、会員府県の直近の状況についての

アンケート集計結果です。三重県も漁協等から情報をいただき回答しています。3-23 ページから3-30 ページの資料1-3は令和4年度追加提案項目等で、3-27 ページは当委員会で協議いただき三重県からの意見として提出したものです。三重県からの提案どおり中日本ブロック協議会案とすることとなりました。3-31 ページからの資料2は次年度開催県についてで、会則により令和4年度は愛知県において開催することとなりました。3-35 ページから3-56 ページの資料3は中日本ブロック協議会における照会事項についてです。新潟県、石川県、三重県からの照会に対する会員府県の回答は資料のとおりです。説明は以上です。

○浅尾会長

ありがとうございました。

続いて、その他事項（1）「次回の委員会日程について」、事務局からお願いします。

○事務局（藤原主査）

次回委員会について（開催日時・場所 未定 今後調整）

議題（案）

- ・ 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について

○浅尾会長

以上で本日の審議は終了いたしました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。